|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 附則  １　この要綱は、平成30年10月12日から施行する。  ２　この要綱は、**令和９年５月31日**限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第５条第３号、第９条第３項、第11条及び第**12**条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  **附則**  **この要綱は、令和４年３月23日から施行する。**  別表第１（第２条、第３条関係）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 補助対象経費 | 補助事業者 | 補助率 | 補助要件 | | 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受け、かつ、本要綱施行後、新たに賃借権の設定を受ける時点で認定の有効期間を満了していない経営体。）又は認定新規就農者になることが確実であると見込まれる経営体（以下「認定新規就農者等」という。）が農地の賃借権の設定を受ける場合の賃借料（注） | 公益財団法人  高知県農業公社 | ２分の１以内  （補助額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）  補助期間：５年以内 | 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、新たにね３年以上の賃借権の設定を受けること。  認定新規就農者等と補助対象農地の所有者が同一の世帯員又は２親等以内の親族ではないこと。  　補助事業者に対して補助対象農地の補助対象年度の賃借料を支払済みであること。 | | 市町村 | 農地法（昭和27年法律第229号）又は基盤強化法に基づき、新たに３年以上の賃借権の設定を受けること。  認定新規就農者等と補助対象農地の所有者が同一の世帯員又は２親等以内の親族ではないこと。  補助対象農地の所有者に対して補助対象農地の補助対象年度の賃借料を支払済みであること。  補助対象農地の契約期間中の賃借料を一括払で支払う契約内容ではないこと。 |   （注）認定新規就農者になることが確実と見込まれる経営体とは、本要綱施行後、新たに賃借権の設定を受ける当年度内に認定新規就農者に認定されることが確実であると見込まれる経営体をいう。  補助要件を満たす農地の賃借権の設定を受けた日以降に認定新規就農者の認定期限月が補助対象農地の賃借料の支払月より早く到来する場合は、認定期限月と支払月**と**が同一年度内で補助要件を満たす農地である限り、当該年度の賃借料も補助対象とする。  認定新規就農者等の死亡等やむを得ない場合を除き、賃借権の存続期間満了前に賃借権の設定を解除した場合等は返還を求める場合がある。 | 附則  １　この要綱は、平成30年10月12日から施行する。  ２　この要綱は、令和８年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第５条第３号、第９条第３項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  （新設）  別表第１（第２条、第３条関係）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 補助対象経費 | 補助事業者 | 補助率 | 補助要件 | | 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受け、かつ、本要綱施行後、新たに賃借権の設定を受ける時点で認定の有効期間を満了していない経営体。）又は認定新規就農者になることが確実であると見込まれる経営体（以下「認定新規就農者等」という。）が農地の賃借権の設定を受ける場合の賃借料（注） | 公益財団法人  高知県農業公社 | ２分の１以内  （補助額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）  補助期間：５年以内 | 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、新たにね３年以上の賃借権の設定を受けること。  認定新規就農者等と補助対象農地の所有者が同一の世帯員又は２親等以内の親族ではないこと。  　補助事業者に対して補助対象農地の補助対象年度の賃借料を支払済みであること。 | | 市町村 | 農地法（昭和27年法律第229号）又は基盤強化法に基づき、新たに３年以上の賃借権の設定を受けること。  認定新規就農者等と補助対象農地の所有者が同一の世帯員又は２親等以内の親族ではないこと。  補助対象農地の所有者に対して補助対象農地の補助対象年度の賃借料を支払済みであること。  補助対象農地の契約期間中の賃借料を一括払で支払う契約内容ではないこと。 |   （注）認定新規就農者になることが確実と見込まれる経営体とは、本要綱施行後、新たに賃借権の設定を受ける当年度内に認定新規就農者に認定されることが確実であると見込まれる経営体をいう。  補助要件を満たす農地の賃借権の設定を受けた日以降に認定新規就農者の認定期限月が補助対象農地の賃借料の支払月より早く到来する場合は、認定期限月と支払月が同一年度内で補助要件を満たす農地である限り、当該年度の賃借料も補助対象とする。  認定新規就農者等の死亡等やむを得ない場合を除き、賃借権の存続期間満了前に賃借権の設定を解除した場合等は返還を求める場合がある。 |  |